

市（町・村）税条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町・村）税条例（例）（昭和二十九年自乙市発第二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第三百二十一条の八第二十七項及び第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十二項及び第二十三項」に改め、同条第二号中「第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同条第三号中「第三百二十一条の八第二十七項及び第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十二項及び第二十三項」に改める。

第三十一条第三項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に、「同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号」を「又は同項第四号」に改める。

第三十六条の三の次に次の二条を加える。

（個人の市（町・村）民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第三十六条の三の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者（以下この条において「給与所得者」という。）で市（町・村）内に住所を有するものは、当該

申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市（町・村）長に提出しなければならない。

一 当該給与支払者の氏名又は名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で市（町・村）内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市（町・村）長に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されるときは、その申告書は、その受理された日に市（町・村）長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市（町・村）民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第三十六条の三の三 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市（町・村）内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で

定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市（町・村）長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理

されたときは、その申告書は、その受理された日に市（町・村）長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第四十四条第二項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第四十七条の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場

合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第四十五条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第四十八条第一項中「第五項、第二十四項、第二十七項及び第二十八項」を「第十九項、第二十二項及び第二十三項」に、「第五項、第二十四項及び第二十八項」を「第十九項及び第二十三項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十一項」に、「本項」を「この項」に、「第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十三項」に改め、同条第四項中「第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に改め、同条第六項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に、「本項」を「この項」に改める。

第五十条第二項中「第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十八項」を「同条第二

十三項」に、「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同条第三項中「第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「本項」を「この項」に改める。

第五十四条第六項中「地方開発事業団」を削る。

『（法第三百四十三条第九項のみなし規定を適用する市町村）

第五十四条第七項中「第十条の十」を「第十条の十一」に改める。

第九十五条中「三千二百九十八円」を「四千六百十八円」に改める。

『（法附則第十六条の二第一項に規定する特定地区の区域のある市町村）

附則第十条の三を削る。

『（法附則第十六条の二第一項に規定する特定地区の区域のある三大都市圏内の特定市）

附則第十条の三を削る。

附則第十五条を削り、附則第十五条の二を附則第十五条とする。

附則第十六条の二第一項中「千五百六十四円」を「二千百九十円」に改める。

附則第十九条の三を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市(町・村) 民税の所得計算の特例)

第十九条の三 市(町・村) 民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第三項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第十八条の六



の二第二項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市（町・村）民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第十九条の規定その他のこの条例（例）の規定を適用する。

附則第二十条の四第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二項第三号、同条第三項及び同条第五項第三号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第六項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第二十条の五第一項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例(例)は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十条の四及び第二十条の五第一項の改正規定 平成二十二年六月一日
- 二 第十九条各号列記以外の部分、第二号及び第三号、第三十一条第三項、第四十八条第一項から第四項まで、第五十条第二項及び第三項並びに第九十五条の改正規定並びに附則第十六条の二第一項の改正規定並びに次条第八項及び附則第四条の規定 平成二十二年十月一日
- 三 第三十六条の三の次に二条を加える改正規定及び第五十四条第七項の改正規定並びに次条第二項から第四項までの規定 平成二十三年一月一日
- 四 附則第十九条の三の改正規定及び次条第六項の規定 平成二十五年一月一日

五 第五十四条第六項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の

施行の日

（市（町・村） 民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の市（町・村）税条例（例）（以下「新条例」という。）の規定中個人の市（町・村） 民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市（町・村） 民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市（町・村） 民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十六条の三の二の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第三十六条の三の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

4 平成二十三年中に新条例第三十六条の三の三第一項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第二項中「前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第一条の規定による改正前の所得税法第

二百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第三百七条の三の三第一項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 平成二十二年度分の個人の市（町・村）民税についての新条例第四十四条第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第二項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成二十二年四月三十日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

6 新条例附則第十九条の三の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市（町・村）民税について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市（町・村）民税に関する部分は、平成二十二年

四月一日以後に開始する事業年度分の法人の市（町・村）民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市（町・村）民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市（町・村）民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市（町・村）民税については、なお従前の例による。

8 新条例第十九条、第三十一条、第四十八条（同条第六項を除く。）及び第五十条の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市（町・村）民税及び各連結事業年度分の法人の市（町・村）民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市（町・村）民税及び各連結事業年度分の法人の市（町・村）民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

『（法附則第十六条の二第一項に規定する特定地区の区域のある市町村）

2 平成二十二年四月一日前に取得され、又は改築された地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「改正法」という。）附則第十一条第二十三項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、改正前の市（町・村）税条例（例）附則第十条の三第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

『（法附則第十六条の二第一項に規定する特定地区の区域のある三大都市圏内の特定市）

2 平成二十二年四月一日前に取得され、又は改築された地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「改正法」という。）附則第十一条第二十三項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、改正前の市（町・村）税条例（例）附則第十条の三第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

（市（町・村）たばこ税に関する経過措置）

第四条 平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべき

であった市（町・村）たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第九十二条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市（町・村）の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市（町・村）の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市（町・村）の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市（町・村）たばこ税を課する。この場合における市（町・村）たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次

の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市（町・村）たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき千三百二十円

二 新条例附則第十六条の二第一項に規定する紙巻たばこ 千本につき六百二十六円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）別記第二号様式による申告書を指定日から起算して一月以内に市（町・村）長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。第六項において「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第二項の規定により市（町・村）たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第十九条、第九十四条第二項、第九十八条第四項及び第五項並びに第一百一条の規定を適用する。

この場合において、新条例第十九条中「第九十八条第一項若しくは第二項、」とあるのは「市（町・村）税条例（例）の一部を改正する条例（例）（平成二十二年総税市第十八号。以下この条及び第二章第四節



において「平成二十二年改正条例」という。）附則第四条第四項、」と、同条第二号及び第三号中「第九十八条第一項若しくは第二項」とあるのは「平成二十二年改正条例附則第四条第三項」と、新条例第九十八条第二項中「前項」とあるのは「平成二十二年改正条例附則第四条第二項」と、新条例第九十八条第四項中「施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）別記第二号様式」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「平成二十二年改正条例附則第四条第四項」と、新条例第一百一条第二項中「第九十八条第一項又は第二項」とあるのは「平成二十二年改正条例附則第四条第四項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市（町・村）の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市（町・村）たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市（町・村）たばこ税に相当する金額を、新条例第九十九条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市（町・村）たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市（町・村）たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売

業者等が新条例第九十八条第一項から第三項までの規定により市（町・村）長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

市（町・村）税条例（例）の一部を改正する条例（例）新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p><b>第十九条</b> 納税者又は特別徴収義務者は、第四十条、第四十六条、第四十六條の二若しくは第四十六條の五（第五十三条の七の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十七条の四第一項（第四十七条の五第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十八条第一項（法第三百二十一条の八第二十二項及び第二十三項の申告書に係る部分を除く。）、第五十三条の七、第六十七条、第八十三条第二項、第九十八条第一項若しくは第二項、第二百二条第二項、第二百五条、第三百三十九条第一項又は第四百四十五条第三項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第一号及び第二号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならぬ。</p> <p>一 略</p> | <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p><b>第十九条</b> 納税者又は特別徴収義務者は、第四十条、第四十六条、第四十六條の二若しくは第四十六條の五（第五十三条の七の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十七条の四第一項（第四十七条の五第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十八条第一項（法第三百二十一条の八第二十七項及び第二十八項の申告書に係る部分を除く。）、第五十三条の七、第六十七条、第八十三条第二項、第九十八条第一項若しくは第二項、第二百二条第二項、第二百五条、第三百三十九条第一項又は第四百四十五条第三項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第一号及び第二号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならぬ。</p> <p>一 略</p> |

二 第四十八条第一項の申告書（法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項又は第十九項の規定による申告書に限る。）、第九十八条第一項若しくは第二項の申告書又は第三百三十九条第一項の申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

三 第四十八条第一項の申告書（法第三百二十一条の八第二十二項及び第二十三項の申告書を除く。）、第九十八条第一項若しくは第二項の申告書又は第三百三十九条第一項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 略

（均等割の税率）

第三十一条 略

2 略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第三百十二条第三項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

二 第四十八条第一項の申告書（法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項又は第二十四項の規定による申告書に限る。）、第九十八条第一項若しくは第二項の申告書又は第三百三十九条第一項の申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

三 第四十八条第一項の申告書（法第三百二十一条の八第二十七項及び第二十八項の申告書を除く。）、第九十八条第一項若しくは第二項の申告書又は第三百三十九条第一項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 略

（均等割の税率）

第三十一条 略

2 略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第三百十二条第三項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(個人の市(町・村) 民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第三十六条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市(町・村)内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市(町・村)長に提出しなければならない。

- 一 当該給与支払者の氏名又は名称
- 二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第三百七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で市(町・村)内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第三百七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市(町・村)長に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理さ

れた日に市（町・村）長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

**（個人の市（町・村）民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）**

**第三十六条の三の三** 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市（町・村）内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市（町・村）長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2| 前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3| 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市（町・村）長に提出されたものとみなす。

4| 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5| 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、

「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

#### (給与所得に係る個人の市(町・村)民税の特別徴収)

#### 第四十四条 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得  
以外の所得がある場合には、当該給与所得  
以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第三十六条の二第一項の申告書に給与所得  
以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得

以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得

以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない<sup>1</sup>と認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得

以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市(町・村)長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与

#### (給与所得に係る個人の市(町・村)民税の特別徴収)

#### 第四十四条 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合には、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第三十六条の二第一項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る

所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない<sup>1</sup>と認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市(町・村)長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与



所得 以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 | 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第四十七条の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 | 略  
6 | 略

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第四十五条 前条第一項から第三項までの規定による特別徴収に係る市(町・村) 民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。) (他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。) で所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第五項の規定による特別徴収に係る市(町・村) 民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

2 | 略

所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 | 略  
5 | 略

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第四十五条 前条第一項から第三項までの規定による特別徴収に係る市(町・村) 民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。) (他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。) で所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第四項の規定による特別徴収に係る市(町・村) 民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

2 | 略

(法人の市(町・村) 民税の申告納付)

第四十八条 市(町・村) 民税を申告納付する義務がある法人は、法第三  
百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項、第二十二項及び第  
二十三項 の規定による申告書を、同条第一項、第二項、第四  
項、第十九項及び第二十三項 の申告納付にあつてはそれぞれ

これらの規定による納期限までに、同条第二十二項の申告納付にあつて  
は遅滞なく市(町・村) 長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条  
第一項後段及び第三項の規定によつて提出があつたものとみなされる申  
告書に係る税金を施行規則第二十二号の四様式による納付書によつて納  
付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人  
が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課  
された場合においては、法第三百二十一条の八第二十四項及び令第四十  
八条の十三に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により  
申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第三百二十一条の八第二十二項の申告書(同条第二十一項の規定に  
よる申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する  
場合においては、当該税金に係る同条第一項、第二項、第四項又は第十  
九項 の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長され  
た納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該  
税額に年十四・六パーセント(申告書を提出した日(同条第二十三項の  
規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたとき  
は、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経

(法人の市(町・村) 民税の申告納付)

第四十八条 市(町・村) 民税を申告納付する義務がある法人は、法第三  
百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項、第二十  
七項及び第二十八項の規定による申告書を、同条第一項、第二項、第四  
項、第五項、第二十四項及び第二十八項の申告納付にあつてはそれぞれ  
これらの規定による納期限までに、同条第二十七項の申告納付にあつて  
は遅滞なく市(町・村) 長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条  
第一項後段及び第三項の規定によつて提出があつたものとみなされる申  
告書に係る税金を施行規則第二十二号の四様式による納付書によつて納  
付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人  
が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課  
された場合においては、法第三百二十一条の八第二十九項及び令第四十  
八条の十三に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により  
申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第三百二十一条の八第二十七項の申告書(同条第二十六項の規定に  
よる申告書を含む。以下本項において同じ。)に係る税金を納付する  
場合においては、当該税金に係る同条第一項、第二項、第四項、第五項  
又は第二十四項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長され  
た納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該  
税額に年十四・六パーセント(申告書を提出した日(同条第二十八項の  
規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたとき  
は、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経

過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第二十二号の四様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項又は第十九項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後に同条第二十二項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市（町・村）民税を免れた法人が法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 略

6 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているものが、同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。第五十条第三項及び第五十二条第二項において同じ。）がある連結子法人（同法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。第五十条第三項及び第五十二条第二項において同じ。）（連結申告法人（同法第二条第十六号に規定す

過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第二十二号の四様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項又は第二十四項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後に同条第二十七項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市（町・村）民税を免れた法人が法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第三百二十一条の八第二十八項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 略

6 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているものが、同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。第五十条第三項及び第五十二条第二項において同じ。）がある連結子法人（同法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。第五十条第三項及び第五十二条第二項において同じ。）（連結申告法人（同法第二条第十六号に規定す

る連結申告法人をいう。第五十二条第二項において同じ。）に限る。）については、同法第八十一条の二十四第四項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第五十二条第二項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第五十二条第二項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第八十一条の二十四第一項の規定の適用がないものとみなして、第十八条の二の規定を適用することができる。

#### （法人の市（町・村）民税に係る不足税額の納付の手続）

#### 第五十条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項又は第十九項の納期限（同条第二十三項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第一項、第二項又は第四項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規

る連結申告法人をいう。第五十二条第二項において同じ。）に限る。）については、同法第八十一条の二十四第四項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第五十二条第二項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第五十二条第二項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第八十一条の二十四第一項の規定の適用がないものとみなして、第十八条の二の規定を適用することができる。

#### （法人の市（町・村）民税に係る不足税額の納付の手続）

#### 第五十条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項又は第二十四項の納期限（同条第二十八項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第一項、第二項、第四項又は第五項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規

定による更正の通知をした日が、法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項又は第十九項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市（町・村）民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第二項又は第四項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第十二条の七の二に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（固定資産税の納税義務者等）

第五十四条 略

255 略

6 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条第一項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以

定による更正の通知をした日が、法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項又は第二十四項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市（町・村）民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第二項又は第四項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第十二条の七の二に規定する連結親法人をいう。以下本項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（固定資産税の納税義務者等）

第五十四条 略

255 略

6 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条第一項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以

下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区

及び合併特別区(以下こ

の項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第二十三条第一項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条第一項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行う同項第一号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第四十九条の二に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなす。

『(法第三百四十三条第九項のみなし規定を適用する市町村)

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第十條の二の十一で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家

下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第二十三条第一項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条第一項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行う同項第一号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第四十九条の二に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなす。

『(法第三百四十三条第九項のみなし規定を適用する市町村)

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第十條の二十で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家

屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。』

(たばこ税の税率)

第九十五条 たばこ税の税率は、千本につき四千六百十八円とする。

附則

屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。』

(たばこ税の税率)

第九十五条 たばこ税の税率は、千本につき三千二百九十八円とする。

附則

『(法附則第十六条の二第一項に規定する特定地区の区域のある市町村)

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第十条の三 法附則第十六条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日(第五十四条第五項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第十六条の二第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、月日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市(町・村)長に提出しなければならない。

- 一 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第十二条の二第一項第三号から第五号まで又は第三項第三号から第五号までに掲げる者である場合にあつては、同条第一項第一号若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号に掲げる者との関係
- 二 法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地の上に平成七年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

- 三 当該年度に係る賦課期日において法附則第十六条の二第一項（同条第二項において準用する場合及び同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- 四 その他市（町・村）長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第十六条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成十七年度から平成二十二年度までの各年度分の固定資産税については、第七十四条の規定は適用しない。
- 3 法附則第十六条の二第四項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下本項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年一月三十一日までに次の各号に掲げる事項に記載した申出書を市（町・村）長に提出して行わなければならない。
- 一 代表者の住所及び氏名
  - 二 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - 三 特定被災共用土地に係る法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途



- 四 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- 五 法附則第十六条の二第三項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第十六条の二第九項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等」に対する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。
- 5 法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第七条の二第十三項第一号に掲げる書類を添付した申告書を市（町・村）長に提出しなければならない。
  - 一 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第十二条の二第十一項第二号から第四号までに掲げる者である場合にあっては、同項第一号に掲げる者との関係
  - 二 法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第十五条の八第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第三項第二号又は第五項第二号に掲げる事項）
  - 三 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日（法附則第十五条の六

第一項若しくは第二項又は第十五条の八第三項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第一項第三号、第三項第三号又は第五項第三号に掲げる事項)

四 令附則第十二条の二第十一項第一号に規定する被災家屋（次号において「被災家屋」という。）の床面積

五 被災家屋が共有物である場合にあつては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合

六 その他市（町・村）長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

6 法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受ける家屋に係る平成十七年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税については、前条第一項、第三項、又は第五項の規定は適用しない。

『（法附則第十六条の二第一項に規定する特定地区の区域のある三大都市圏内の特定市）

5 法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第七条の二第十三項第一号に掲げる書類を添付した申告書を市（町・村）長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第十二条の二第十一項第二号から第四号までに掲げる者である場合に  
あつては、同項第一号に掲げる者との関係

二 法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする家屋（次

号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第十五条の八第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第四項第二号又は第六項第二号に掲げる事項)

三 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日(法附則第十五条の六第一項若しくは第二項又は第十五条の八第三項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第一項第三号、第四項第三号又は第六項第三号に掲げる事項)

四 令附則第十二条の二第十一項第一号に規定する被災家屋(次号において「被災家屋」という。)の床面積

五 被災家屋が共有物である場合にあつては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合

六 その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

6 法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受ける家屋に係る平成十七年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税については、前条第一項、第四項又は第六項の規定は適用しない。

(読替規定)

第十五条 法附則第三十一条の二第一項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第百三十六条中「又は第五百八十七条第二項」とあるのは「若しくは第五百八十七条第二項又は法附則第三十一条の二第一項」とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第十五条 略

(たばこ税の税率の特例)

第十六条の二 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ  
定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項に規定する紙巻た  
ばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たば  
こに係るたばこ税の税率は、第九十五条の規定にかかわらず、当分の間  
、千本につき二千百九十円 とする。

2 略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市(町・村)民税の所得計算の特例)

第十九条の三 市(町・村)民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税

特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等  
管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基  
づき同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が二以上の  
同条第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税  
口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課  
税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合に  
は、令附則第十八条の六の二第三項で定めるところにより、当該非課税  
口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑  
所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第三十七条の十第

(特別土地保有税の課税の特例)

第十五条の二 略

(たばこ税の税率の特例)

第十六条の二 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ  
定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項に規定する紙巻た  
ばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たば  
こに係るたばこ税の税率は、第九十五条の規定にかかわらず、当分の間  
、千本につき千五百六十四円とする。

2 略

第十九条の三 削除

二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2| 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第十八条の六の二第二項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づき譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市（町・村）民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第十九条の規定その他のこの条例（例）の規定を適用する。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市（町・村）民税の課税の特例）

第二十条の四 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市（町・村）民税の課税の特例）

第二十条の四 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三

条の二の二第十項に規定する条約適用利子等については、第三十三条及び第三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から同法第三条の二の二第一項に規定する限度税率（第三項において「限度税率」という。）を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する市（町・村）民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一及び二 略

三 第三十五条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第二十条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第十六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用

条の二の二第十項に規定する条約適用利子等については、第三十三条及び第三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から同法第三条の二の二第一項に規定する限度税率（第三項において「限度税率」という。）を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する市（町・村）民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一及び二 略

三 第三十五条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第二十条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第十六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用

「配当等」という。)については、第三十三条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十三条及び第三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第五項第一号の規定により読み替えられた第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五の税率から限度税率を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率)を乗じて計算した金額に相当する市(町・村)民税の所得割を課する。

#### 4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

##### 一 及び二 略

三 第三十五条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第二十条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

#### 四 略

6 租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合(第三項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第三十四条の

「配当等」という。)については、第三十三条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十三条及び第三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第五項第一号の規定により読み替えられた第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五の税率から限度税率を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率)を乗じて計算した金額に相当する市(町・村)民税の所得割を課する。

#### 4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

##### 一 及び二 略

三 第三十五条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第二十条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

#### 四 略

6 租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合(第三項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第三十四条の

九の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第二十条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十六条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市（町・村）民税の納税通知書が送達される時までに出されたもの及びその時まで提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市（町・村）長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三十三条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは「租税条約等実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。

#### （保険料に係る個人の市（町・村）民税の課税の特例）

**第二十条の五** 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみな

九の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第二十条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十六条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市（町・村）民税の納税通知書が送達される時までに出されたもの及びその時まで提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市（町・村）長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三十三条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。

#### （保険料に係る個人の市（町・村）民税の課税の特例）

**第二十条の五** 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料（租税条約実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみな



2  
略

して、この条例の規定を適用する。

2  
略

して、この条例の規定を適用する。